

第17回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動への該当性については、現場における発言内容、発言の目的、全体論旨、表現方法などから判断すべき

 - ・ 煽動性の判断において、表現内容のほか表現方法からも判断されるものであり、煽動性と公然性の判断において手段が検討の対象となる場合がある。

 - ・ 条例の運用により事例も集積してきたが、反復される不当な差別的言動が後を絶たない。また、表現自体も巧妙になってきているので、積極的な対応が啓発のためにも必要

- 事務連絡ほか